

# 第 1 章

## 労働争議の調整

# 第1章 労働争議の調整

## 第1節 概況

平成25年に新規に受け付けた調整事件は3件であった。

第1表 申請受付状況

年次	区分	受付総件数	左の内訳		
			あっせん	調停	仲裁
平成21年		2	2		
平成22年		1	1		
平成23年		0			
平成24年		2	2		
平成25年		3	3		

第2表 月別申請状況

年次	平成23年	平成24年	平成25年
1月			
2月			2
3月			
4月		1	
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月		1	1
11月			
12月			
計	0	2	3

第3表 業種別申請状況

年次	平成23年	平成24年	平成25年
業種			
農林漁業			1
運輸業			1
卸売・小売業		1	
金融・保険業			1
サービス業		1	
計	0	2	3

第4表 従業員規模別申請状況

年次	平成23年	平成24年	平成25年
従業員			
10人未満		1	
10人～49人			2
50人～99人			1
100人～299人			
300人～499人			
500人以上		1	
計	0	2	3

第5表 調整事項別状況

調整事項		年次		
		平成23年	平成24年	平成25年
団体交渉				2
経営 または 人事	人員配置			
	配置転換			
	解雇		1	
	その他			
賃金等	一時金			
	退職一時金・年金		1	
	解雇手当			1
	その他			1
労働条件等				
その他				
計		0	2	4

(注) 申請事項が2項目以上の場合、調整事項数は申請件数と一致しない。

第6表 申請者別状況

申請者		年次		
		平成23年	平成24年	平成25年
一方(労または使)			2	3
双方				
計		0	2	3

第7表 終結所要回数状況

所要回数		年次		
		平成23年	平成24年	平成25年
0回				1
1回				2
2回			2	
3回				
4回以上				
計			4	2
平均(回数)		—	2	0.7

第8表 終結所要日数状況

所要日数		年次		
		平成23年	平成24年	平成25年
10日以下				
11日～30日				2
31日～50日			1	
51日～100日			1	1
101日以上				
計			2	3
平均(日数)		—	5.4	3.2

第9表 処理状況

区分	年次	平成23年		平成24年		平成25年	
		繰越分	新規申請分	繰越分	新規申請分	繰越分	新規申請分
解決	案受諾						
	協定締結				1		1
	自主解決						
打切り					1		2
取下げ							
翌年へ繰越							
計		0		2		3	

## 第2節 争議行為予告一覧

(中労委受理分)

通 知 者	要求事項	受付月日	争議行為 予告月日	受 付 労 委	関 係 都道府県
国鉄労働組合	賃金引上等	2月 18日	3月 1日以降	中 労 委	46 都道府県
エヌ・ティ・ティ労働組合	年間一時金等	2月 26日	3月 11日以降	中 労 委	全 国
全日本建設交運一般労働 組合全国鉄道本部	賃金引上、労 働条件改善等	3月 1日	3月 14日以降	中 労 委	46 都道府県
全日本運輸産業労働組合 連合会	賃金引上、夏 期一時金等	3月 1日	3月 15日以降	中 労 委	全 国
健康保険病院労働組合	地域医療機能 推進機構移行 に向けての継 続雇用確保等	3月 5日	3月 18日以降	中 労 委	27 都道府県
日本私鉄労働組合総連合会	賃金引上、臨 時給（年間一 時金）等	3月 6日	3月 17日以降	中 労 委	全 国
全日本港湾労働組合	賃金引上、 定年延長等	3月 8日	3月 19日以降	中 労 委	25 都道府県
KDDI労働組合	業績賞与（年 間一時金）等	3月 11日	3月 22日以降	中 労 委	46 都道府県
全日本運輸産業労働組合 連合会	一時金等	5月 31日	6月 14日以降	中 労 委	全 国
全日本港湾労働組合日本海 地方本部	夏期一時金等	6月 3日	6月 20日以降	新潟県労委 (経由労委)	6 府 県
健康保険病院労働組合	年末一時金等	9月 10日	9月 25日以降	中 労 委	27 都道府県
健康保険病院労働組合	地域医療機能 推進機構移行 に向けての継 続雇用確保等	9月 10日	9月 25日以降	中 労 委	27 都道府県
全日本港湾労働組合日本海 地方本部	冬期一時金 等	10月 28日	11月 19日以降	新潟県労委 (経由労委)	6 府 県
全日本運輸産業労働組合 連合会	年末一時金 等	11月 1日	11月 15日以降	中 労 委	全 国
日本私鉄労働組合総連合会	労使協議機 関の設置等	11月 13日	11月 24日以降	中 労 委	43 都道府県

## 第3節 事件の概要

### 25-1 解雇争議あっせん事件

平成25年 2月 1日 申請

平成25年 2月28日 打切り

〔申請者〕

Aユニオン

〔被申請者〕

X団体

〔あっせん事項〕

一方的な不当解雇についての撤回および組合員が退職に同意できる和解条件の確立

#### (1) あっせん員

交野 好子 (公)、井上 毅 (公)、牧野 恭英 (労)、田村 毅 (使)

#### (2) 主張の要点

(組 合)

1年契約で雇用されたにも関わらず、仕事がなくなったという理由で解雇となった。期間満了前の解雇なので、それ相当の保障があると思いき、解雇を知らされた時は反論しなかった。職場では、これまでに組合員へのパワハラに近い行為や差別が幾度もあった。

退職に同意する和解条件として以下を要求

- ・会社都合退職
- ・解雇予告手当1か月相当分
- ・契約残存期間3か月分の賃金保障

(使用者)

法律改正の影響で、予想以上に業務が激減、当該組合員を含め、多くの雇用者が年度途中で辞めてもらうことになった。

解雇予告通知書を組合員に渡す際、「不都合なら言ってくれ、撤回する。」と伝えたが、組合員から「解雇予告通知書はそちらが出したのだから絶対返さない。」と言われた。今回の組合からの要求事項については、働いていないのに賃金を払うことはできない。また、仕事上のミスややり直しは誰にでもあることで、これまで組合員を怒ったりしたことは一度もない。

#### (3) 申請までの経過

団体交渉を行ったが、進展がないため、組合はあっせんで申請した。

#### (4) あっせんの経過および結果

あっせんは2月28日に行われ、組合側は、組合員が職場に戻ることは考えられず、金銭解決しか望んでいない状況に対し、使用者側は、解決金としての支出は一切できない旨主張した。このため、双方の主張に隔たりが大きく、あっせんによる解決の見込みはないとして打切りとした。

(処理日数 28日、あっせん回数 1回)

## 25-2 団交促進争議あっせん事件

平成25年 2月19日 申請

平成25年 4月15日 解決

[申請者]

A労働組合B連合会

A〇〇労働組合

[被申請者]

株式会社X

[あっせん事項]

団体交渉応諾、平成24年年末一時金およびその他の要求に関する労使間の円満解決

(1) あっせん員

山川 均 (公)、湯川 勢津子 (公)、山崎 高明 (労)、村上 俊男 (使)

(2) 主張の要点

(組 合)

組合からの要求に対し、使用者側は、団体交渉に応じず文書で一方的に回答。回答内容も納得いかない。再度団体交渉を会社側に申し入れたが、全く返答がない。不誠実極まりない対応である。

(使用者)

組合として意見がまとまっていない状態で要求を出しているようなので、組合で意見をまとめて具体的な要求を出してほしい。具体的な話がないと社長に上げられない。会社としては、話も聞くし、それに対する説明や資料の提示もするつもりである。

(3) 申請までの経過

組合側が会社側に数回に渡って団体交渉を申し入れるも、団体交渉が進まなかったため、組合はあっせんに申請した。

(4) あっせんの経過および結果

あっせんは、4月15日に行われ、以下のとおり協定書を締結して解決した。

協定書 (要旨)

1 労使双方は、平成24年11月19日の組合側から申し入れている団体交渉について、次のとおり行う。

① 期 限 平成25年5月31日 (金)

(交渉期日は事前に双方で調整するものとする)

② 場 所 株式会社X 〇〇本社

③ 出席者 組合側 A労働組合B連合会、A〇〇労働組合

(両組合は方針を統一して交渉に臨むこと)

会社側 代表取締役社長、担当者

2 労使双方は、今後とも誠意を持って問題の解決を図り、円滑な労使関係の確立に努める。

(処理日数 56日、あっせん回数 1回)

## 25-3 団交促進争議あっせん事件

平成25年10月24日 申請  
平成25年11月 5日 打切り

[申請者]  
A労働組合

[被申請者]  
X会社

### [あっせん事項]

団体交渉応諾、組合の要求事項に対してすべて弁護士に一任するという経営権の実質放棄状況の改善

#### (1) あっせん員

井上 毅 (公)、山岸 克司 (労)、清川 忠 (使)

#### (2) 主張の要点

##### (組 合)

地元雑誌に掲載された内容について、団体交渉の場で事実確認などを求めてきたが、会社側はまともに回答してこなかった。逆に雑誌に情報を漏らしたとして、組合役員に対する人権侵害行為が繰り返された。組合の団体交渉要求に対しては、直接顧問弁護士に聞いてほしいとの対応に終始している。

##### (使用者)

組合が求めている団体交渉の事項は、労働条件ではないため、団体交渉を行うつもりはない。組合役員の処分については、労働協約に基づき、組合と協議を行う予定である。

#### (3) 申請までの経過

組合側が会社側に数回に渡って団体交渉を申し入れるも、団体交渉が進まなかったため、組合はあっせんに申請した。

#### (4) あっせんの経過および結果

会社側が、あっせんに応じないため、打切りとした。

(処理日数 13日、あっせん回数 0回)